

国への要請活動について

要 請 書

今年3月に成立した水循環基本法で、地下水を含む水が「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」と法的に位置付けられた。さらに、この法律により、国が水循環に関する施策を総合的に策定し、それを実施する責務を有することが明確に示され、これまで独自に水資源の保全に取り組んできた自治体の後押しとなった。

水資源を保全するためには、過剰な地下水の取水等により起こる障害を未然に防止することができる適正な地下水利用を推進する必要がある。そのためには、その自治体で使用できる水の量と、実際に使用している水の量ほどの程度であるかという、水資源の収支を把握する必要がある。水資源の保全に取り組む自治体は、地下水の賦存量調査をはじめとした水資源に係る独自の調査を実施している。

しかしながら、調査方法や、調査結果から策定する施策の内容はそれぞれの自治体に委ねられ、自治体の枠を越えて存在する水資源を、その流域で連携し、保全することは難しい。加えて、調査のための財源の捻出は厳しい状況にある。

国は、水循環基本法により、政府による5年ごとの「水循環基本計画」を策定する義務があることから、まず、適正な地下水利用を目指すうえで、水資源の収支を把握する必要性を議論し、国、自治体、及びその他の関係者の連携が図れるよう、調査の基本となるべき全国統一の指針を策定し、及び調査費用に対する財政支援制度を創設すべきであると考えている。

また、水循環基本法で明文化された「水の日」に、健全な水循環の重要性について国民の理解と関心を深めるための事業を実施し、より多くの皆様に参加

していただくためには、「水の日」を祝日にする必要があると考える。

よって、国においては、下記の施策を実施することを強く要請する。

記

- 1 水資源の収支を把握するための調査について、基本となる全国統一の指針を策定すること。
- 2 水資源の収支を把握するための調査について、費用に対する財政支援制度を創設すること。
- 3 水への関心を高め、理解を深める啓発活動となる、各地域で行われている水の慣習的な行事が行えるよう、毎年8月1日の「水の日」を祝日に制定すること。

平成26年7月24日

環境大臣	石原 伸晃 様
国土交通大臣 兼 水循環政策担当大臣	太田 昭宏 様
農林水産大臣	林 芳正 様

水資源保全全国自治体連絡会

会 長	長野県 佐久市長	柳田 清二
副会長	北海道 ニセコ町長	片山 健也
副会長	鳥取県 日南町長	増原 聡
監 事	群馬県 嬭恋村長	熊川 栄
監 事	長野県 川上村長	藤原 忠彦